

No	資料名		該 当 箇 所					質問	回答
	タイトル	別紙等の種類	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
1-1	募集要項		13	4	(4)	ウ		参加資格確認申請の提出書類の2-7配置予定技術者の参加資格要件調書についてですが、管理技術者他、各々候補者を何名まで記載可能でしょうか。1名限定のみの記載になりますでしょうか。	下記のとおり、ご記載ください。 【設計業務】 ・管理技術者…1名 ・担当技術者…意匠・構造・電気設備・機械設備の各分野を担当する者（担当者分野の兼務可）を1名以上（人数制限なし、ただし各分野を主で担当する者1名のみの記載で問題ない） 【工事監理業務】 ・管理技術者…1名 ・担当技術者…1名以上（人数制限なし、ただし主で担当する者1名のみの記載で問題ない） 【建設業務】 ・監理技術者…1名以上（人数制限なし）
1-2	募集要項		13	4	(4)	ウ	提出書類	配置予定技術者の参加資格要件調書(様式2-7)へ記載する建設業務の技術者は、監理技術者の配置が義務付けられている代表企業のみで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-3	優先交渉権者選定基準		8	A-2				配置予定技術者としての実績を求められていますが、求められている実績の従事役職（現場代理人、監理技術者他）、従事配属期間（50%以上で良いか等）の詳細記載がないので、ご教授をお願いします。	実績に関して、従事時の役職指定はありません。従事期間については、契約期間の50%以上従事しているものを提出ください。
1-4	基本協定書（案）		3				第3条	事業契約の締結に至らなかった場合等の処理で「乙の責めに帰すべき事由」とはどのような事由を想定していますか。	基本協定書（案）第2条第4項から第6項に定める事由、契約調整において乙の責により手続きが期日までに行われなかった場合等を想定していますが、第3条第1項に該当する事由はこれに限りません。
2-1	募集要項		5	第3	3	(1)	ア	設計企業および工事監理企業は、協力企業のみとしても宜しいでしょうか。	募集要項 7頁「設計企業に係る参加資格要件」カ及び8頁「工事監理企業に係る参加資格要件」カに記載のとおり、それぞれの要件について、構成企業のうち、1社が満たす必要のある要件を定めています。そのため、1社以上は構成企業としていただく必要があります。なお、設計企業及び工事監理企業に係る参加資格要件は、一つの企業が兼ねることも可能です（ただし、当該企業が建設企業である場合を除く）。
2-2	募集要項	様式集2/2 様式2-6	9	第3	3	(3)	建設企業の参加資格要件 オ	同種施設・類似施設の実績を民間工事とする場合、工事請負契約書の他、規模・用途が確認できる資料として、施工証明と工程表（各々任意書式）に発注者の押印でよろしいでしょうか。	規模・用途が確認できれば発注者の押印は不要です。
2-3	募集要項		9	第3	3	(3)	建設企業に係る参加資格要件	「建設工事業務は2者以上により実施すること」との条件ですが、共同企業体協定書の締結は優先交渉権者選定後に行うのでしょうか。また、協定書の様式があれば開示いただけないでしょうか。	共同企業体協定書の提出は求めません。
2-4	様式集(1/2)			-	-	-	JV協定書	提出書類にJV結成届やJV協定書案の指定は御座いませんが提出は不要でしょうか。また書式は自社のものを使用すると考えて宜しいでしょうか。	左記の提出は不要です。
2-5	様式集(2/2)	様式2-1	9				参加表明書	設計企業および工事監理企業が協力企業のみの場合、下段の表に記載しなくて宜しいでしょうか。	設計企業および工事監理企業の要件については、No. 2-1をご確認ください。 設計企業および工事監理企業が複数いる場合、協力企業の記載は不要です。
2-6	様式集(2/2)	様式3-5	21				3 建設企業の監理技術者の加点実績	監理技術者が実績工事に従事した証明書類は添付不要でしょうか。必要な場合、コリンズ登録のある実績の場合はコリンズの写し、コリンズ登録のない実績の場合は当該工事の体制表または自社発行の従事証明書でよろしいでしょうか。	様式集（2/2）22頁 様式3-5注記に記載のとおり、監理技術者が実績工事に従事した証明書類の添付も必要となります。 実績証明については左記のとおりで問題ありません。
2-7	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-1			事業者の実績	執務並行改修工事の実績とありますが、どのように証明したらよいでしょうか。コリンズ登録の概要欄に記載があれば認めてくださるのでしょうか。	左記に記載頂いた証明方法で問題ありません。その他、仕様書、図面等、何らかの資料により執務並行改修であることが分かれば実績として認める予定です。
2-8	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-1			事業者の実績	執務並行工事の実績について、改修工事の延べ面積は、改修を行った建物の面積という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	資料名		該 当 箇 所					質問	回答
	タイトル	別紙等の種類	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
2-9	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-1			事業者の実績	「建設企業における実績は、募集要項等の公表日から起算して過去15年間に竣工したもの」との条件ですが、起算日（2022年8月31日）に竣工したものも含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-10	優先交渉権者選定基準	別紙1 評価区分A・B評価基準	8	A-1			事業者の実績	※4「同種施設」は告示98号の類型第四号と定義されていますが、第十二号第2類に分類される「警察署」「消防署」についても「同種施設」としていただけないでしょうか。	今回の評価基準における「同種施設」には国土交通省告示第98号別表1－1建築物の類型（別添二）における第十二号の第2類の「警察署」、「消防署」は含まないものとします。
2-11	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-2			配置予定技術者の実績	9月15日ご回答で、配置予定技術者としての実績は、従事時の役職は問わない、従事期間も契約期間の50%以上とのことでした。実績評価点で求められている延床面積、用途、条件他の実績（従事時の役職問わない、従事期間は契約期間の50%以上）があれば、評価点の満点を取得出来るという認識でよろしいでしょうか。ご教授をお願いいたします。	お見込みのとおりです。
2-12	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-2			配置予定技術者について	参加資格審査書類提出時に記載した配置予定技術者とは違う技術者（評価資格は提出時と同等）に事業契約締結時変更することは可能でしょうか。	原則として、参加資格審査書類に記載した技術者を配置してください。ただし、やむを得ない事情と市が判断した場合には、参加資格審査書類に記載した技術者と同等以上の資格・実績を有することを条件として、技術者を変更することを可能とします。
2-13	優先交渉権者選定基準	別紙1	9	B-1			事業実施体制	評価内容に「構成企業又は協力企業に市内に本社をおく企業を配置」とありますが、協力企業が市内業者である場合の優位性の確認方法について教えてください。（様式2-2には、「担当技術者を配置するのみ」と書かれているため、担当技術者を出さない場合がわかりません。）	様式3-8の事業実施体制の提案に記載ください。当該様式に記載された企業を確認し、評価を行います。
2-14	その他						JV形式について	JVの形式については、設計・監理・施工と役割が違うため、乙型にて組成しようと考えておりますが、よろしいでしょうか。	共同企業体の組成を含め、応募グループの組成形式について指定はありません。